

メキシコ・シティにおける「恵まれない」 子どもにたいする福祉政策と職業訓練

青木利夫

はじめに

1821年に独立したメキシコでは、その後の権力争いやアメリカ合州国との戦争など国内外のさまざまな混乱を経験したのち、19世紀後半から近代国家としての体制が少しずつ整いはじめられる。そして、1870年代にポルフィリオ・ディアス（Porfirio Díaz）が権力を掌握し独裁政権を樹立すると、国民国家の形成にむけて外資の導入によるさまざまな近代化政策を推進し、経済発展をもたらした。その一方で、ディアス政権の自由主義的な政策は、一部の特権層に利益をもたらしたものの、植民地時代から続く貧富の格差はさらに拡大していった。20世紀に入ると、長期の独裁政権に反対する民主化の要求が強まり、1910年には革命が勃発するにいたる。その後も各地で革命を指揮してきた指導者たちが国家の主導権をめぐる争いが続き、10年近くにわたって内乱状態に陥った。革命の混乱から国家の再建にむけた取り組みがはじまったのは、1920年代にはいつからであった。

19世紀から20世紀にいたる世紀転換期のメキシコは、独裁政権から革命そして内乱へといたる政治的混乱の時代であったといえるが、欧米列強諸国と並ぶ強力な国民国家を形成するという国家の支配層の目的はかわることはなかった。とりわけ、農村地域に住む貧しい農民や都市の低所得者居住地域に住む労働者や職人を、国民経済を支える有用な生産者および消費者として、そして愛国心をもった国民としていかに育成していくかは、支配層にとって一貫した関心事であった。いうまでもなく、この時代に教育や福祉にかかわる国家制度が整備されていった背景には、こうした政治的、経済的課題があった。それゆえに、この世紀転換期の教育や福祉をめぐる理念や制度を検討することは、メキシコの近代国家形成の過程を明らかにすることに資するであろう¹⁾。

こうした問題意識のもと、本稿ではメキシコ保健省歴史文書館所蔵の公文書や連邦区（メキシコ・シティ）関係機関の報告書や機関誌などを史料として、まずは19世紀後半から20世紀にかけての貧困層にたいする福祉政策の展開を概観する。そして、メキシコ・シティの貧困層の子どもたちに焦点をあて、こうした子どもたちの保護をめぐるどのような議論がなされたのかを検討する。さらに、子どもたちの保護や自立のための具体的政策のひとつとして設置された保護施設においてどのような活動がおこなわれ、それが貧困家庭の住民にどのように利用されていたのか、その一端を明らかにする。こうした考察を踏まえて、この時代のメキシコにお

ける「恵まれない」子どもの保護政策には、どのような問題がはらまれていたかを検討したい²⁾。

1. 慈善事業と公共福祉

メキシコでは、貧困のために厳しい生活を強いられている人びとにたいする支援は、植民地期、独立期を通じて、おもにカトリック教会や慈善団体など民間の手によっておこなわれてきた。こうした慈善事業にたいして国家が本格的に関与するようになったのは、1861年、ベニート・フアレス (Benito Juárez) 大統領が、カトリック教会の財産を没収したことにはじまる。当時、貧困状態にある人びとを収容する救貧院 (Hospicio de Pobres) や捨て子を保護する捨て子院 (Casa de Niños Expósitos)、あるいは病院などの福祉および医療にかかわる施設を管理運営していたのはカトリック教会であったが、フアレスの政策によってこれらの施設が国家の管理下におかれることになった。これは、いわゆる社会的弱者の救済を目的とした民間団体による「慈善事業 (caridad)」から、国家がその責任を担う「公共福祉 (beneficencia pública)」への転換という側面をもっていた。

しかしながら、国家がカトリック教会や民間団体にかわって慈善事業のすべてを引き継ぐことは、財政的にも技術的にも不可能であり、福祉を担う政府機関の管轄がたびたび変更されるなど制度的にも不安定であった。また、慈善事業はあくまで民間の手に委ねるべきであるとする意見も多く、福祉にかかわる多くの事業は、その後も引き続き民間の団体によって担われていた (青木 2015:123-125)。さらには、この時代の医療や福祉にかかわる事業へ国家が介入しようとする背景には、植民地時代からメキシコ全土に絶大な影響力を保持してきたカトリック教会の弱体化という世俗国家の強い意志があり、いわゆる社会的弱者の支援を国家の責任のもとにおこうべきであるとする「公共福祉」の考え方がからなずしも明確となっていたわけではなかった (青木 2017:60-61)。

その後、1870年代後半から約30年間にわたって独裁政権をしいたディアス大統領のもと、貧困層を支援する施設や病院などを国家の責任において管理運営するという考え方、すなわち「公共福祉」という概念が少しずつ確立されていく。そして、公共福祉局 (Dirección General de la Beneficencia Pública) が内務省 (Secretaría de Gobernación) に設置されるなど、福祉政策を進めるための体制も整備されていった。しかしながら、貧困住民や病人などの社会的弱者の救済にかかわる福祉事業には、相変わらずカトリック教会や慈善団体など民間団体が重要な役割を担っており、国家もそうした民間の資金力や技術力なくして、多くの社会的弱者を支援することはできないという状況が続いていた。また、こうした社会的弱者の支援をめぐることは、国家が関与すべき問題ではなく慈善団体などがおこなうべき事業であるという考えが根強く、とりわけ貧困層にたいする支援をめぐることは慎重な意見が多かった。そこには、多くの貧困層

の支援にたいする財政的、技術的問題に加えて、慈善事業は教会や個人の美德によるという考えが広まっていたこと、貧困にかんする概念が不明確であるため具体的な政策の決定が困難であることなどの理由があった (Guadarrama Sánchez 2001:102)。さらには、働くことができるものであっても、働くことなく貧困の状態であれば公的な支援が受けられる可能性があるため、仕事よりも貧困を選ぼうとする住民がいるのではないかという懸念があり、公的な支援は生命にかかわるような緊急の場合に限るべきという意見が1930年代にいたっても出されていたのである (JDBPDF 1934:14)。

社会的弱者の救済事業を中心的に担うのは国家か民間かという意見の相違があるなかで、ディアス政権は、1899年、民間福祉法 (Ley de Beneficencia Privada) を制定し、民間団体による福祉事業を公的に認めた。これにたいしては、カトリック教会と激しく対立してきたファレス政権などそれまでの政権とは異なり、ディアス政権はカトリック教会との妥協を模索したという指摘がある一方で (Guadarrama Sánchez 2001:103)、民間の福祉事業を国家の監視下におくという意味合いもあった (JDBPDF 1934:12)。いずれにしても、政府がすべての社会的弱者に対応することが不可能な状況のなかで、ディアス政権は、宗教団体を含む非政府団体に福祉にかかわる活動を担わせながらも、それを国家が管理するというしくみをつくろうとしたのである。

福祉をめぐる公私の微妙な関係は20世紀に入っても継続するが、1910年に勃発する革命運動のなかで福祉にたいする国家の責任についての議論が高まってきた。それは、メキシコの人口の多くが貧困のなかで生きる悲惨な状況と関連していると指摘される (Guadarrama Sánchez 2001:105)。革命運動の発端は、30年以上の長期におよぶ独裁政権を批判する民主化運動であったが、革命のなかで実際に武器をとって闘ったのは貧しい農民層や労働者層であった。すなわち革命運動は、植民地時代から続く経済的、社会的格差がディアス政権下の自由主義的な近代化政策によってますます拡大するなかで、土地を奪われた農民や貧困にあえぐ都市部の労働者が自分たちの命を守り、よりよい生活を手に入れるための闘いでもあった。1917年、メキシコでは、労働者の権利を定めるなど当時としては世界的にみても「民主的」とされる憲法が制定され、1920年代以降は農地改革、教育改革などの政策を通じて、国民の生活を保障し、さらに豊かにするしくみが、少なくとも理念および制度のうえでは整備されていく。福祉政策についても、こうした流れのなかで、生活困窮者にたいする公的な援助 (asistencia pública) が、国家の保障すべき国民の社会的権利として認識されるようになっていくのである (Padilla Arroyo 2008:409)。

19世紀後半から20世紀前半にかけての慈善事業と公共福祉との関連について、この時代の社会福祉を研究するグアダラーマ＝サンチェスは以下のようにまとめている。

おそらく、ポルフィリオ・ディアスの時代（1870年代後半から1910年）とラサロ・カルデナスの時代（1934年から1940年）のあいだに、福祉政策は、私的なものから公的なものへ、個人的なものから公的な責任にもとづくものへ、貧困の影響を緩和するものから社会的権利を保障するものへ、このように揺れ動いたと断言することができるであろう（Guadarrama Sánchez 2001:112、かっこ内引用者注）。

19世紀から20世紀の世紀転換期のメキシコでは、私的な慈善事業と公的な福祉事業とが、ときには対立し、またときには協力しながら、貧しい人びとにたいする支援がおこなわれてきた。そして、1910年の革命の混乱期を経て、メキシコ全土に影響をおよぼす国家の支配体制が整ってくるにつれて、福祉事業に関与する国家の役割が大きくなってきたといえるだろう。

この時代に国家の義務として少しずつ認識されるようになってきた公共福祉は、貧困や病気などによって生活苦を強いられた国民が頼ることのできる社会的権利として認識されるようになる一方で、社会の不安定化を防ぐための社会統制あるいは社会の安全保障という側面をも有していた。上述のように、ディアス政権下では、外資の導入による近代化政策によって経済成長をもたらされた反面、多くの国民はその恩恵を受けることなく貧困が拡大した。その結果、メキシコ・シティなどの大都市では、疲弊した農村地域から職を求めて流入する人びとによって人口が増大するにつれて低所得者居住地域が拡大し、物乞い、浮浪、アルコール依存、売買春、犯罪、伝染病などさまざまな「社会問題」が引き起こされた。メキシコの支配層、知識人層は、こうした社会問題がメキシコ社会全体の秩序を脅かし、やがては国家の衰退を招くという懸念を抱くようになった。そして、貧困や病気を抱える国民の増加が国家の衰退の原因となるのであれば、国家こそが、こうした問題の解決にむけた対応策を講じる責任を負うと考えられるようになったのである。

1934年に出された連邦区公共福祉理事会（Junta Directiva de Beneficencia Pública del Distrito Federal）の活動報告書の序文には、貧困層にたいする国家の支援について以下のよう

に記されている。

国家は、社会的連帯を実現するために、貧しい階級に配慮する。なぜならば、これらの階級の悲惨さは、犯罪の源であり、社会にとって経済的な負担であり、社会崩壊の危険となるからである（JDBPDF 1934:10）。

ここに端的にみられるように、貧困は犯罪を生み出し、また経済的負担の増加から国家の活力を失わせ、その結果、社会全体に不安と混乱がもたらされることで国家が衰退していくという認識のもと、社会の崩壊を防ぎ、その安全と秩序を守るための重要な政策として貧困者を支

援する福祉事業が位置づけられた。そして、貧困や病気を抱える国民の増加が社会の崩壊に結びつくというこの考えは、かならずしもおとなの問題としてのみとらえられていたわけではなかった。貧困家庭に生まれた子どもたちのなかには、家計を助けるために学校に通うこともなく、新聞売りや靴磨き、荷物運びなどさまざまな労働に従事しながら多くの時間を路上で過ごすものも多かった。あるいは、家庭を離れて路上で寝起きし、物乞いなどをしながら日々の生活を送ったり、ときには犯罪行為に手を染めたりしながら生きる子どもたちも存在していた。また、病気を抱えた親のもと、あるいは不衛生な環境のもとで生まれた子どもたちは、遺伝や環境による病気にかかりやすく、また伝染性の病気の媒介ともなると考えられた。そして、そうした子どもたちを保護すべき親のなかには、犯罪、アルコール依存、売買春など上述したような問題を抱えているものも多く、子どもを育てるために必要な知識も意欲ももちあわせてはおらず、子どもを養育するには不適格であるとみなされた。それゆえ、物乞いや犯罪など社会問題に結びつく貧困や、身体的、精神的、知的な病気や障がいなどの問題を抱える家庭への介入は国家の重要な役割とされた(青木 2017:62)。そして20世紀に入ると、こうした問題をめぐってさまざまな議論が展開されるようになり、それがより具体的な政策となってあらわれるようになったのである。

2. 20世紀前半の子どもをめぐる議論

20世紀に入り、貧困や病気などに苦しむ「恵まれない」人びとにたいする支援は、国民の社会的権利としての、また社会統制あるいは社会の安全保障としての福祉という概念のもとで、国家の責任あるいは義務とする考え方がより明確になってくる。なかでも、もっとも弱い立場におかれた子どもたちの保護や支援にたいする関心が高まる(青木 2015:120-123)。それは、メキシコの将来を担う「健全な」国民として子どもたちを育成するという、国民形成と国家統合のための重要な取り組みのひとつでもあった。本章では、貧困家庭に生まれたり、親を失って孤児となったりしたいわゆる「恵まれない」子どもたちや犯罪をおこなった年少者たち、すなわち「将来の市民」でありながら「危険要素」とみなされてきた貧しい子どもたちをめぐってどのような議論が展開され、どのような制度が整備されていったのか、とくに20世紀前半に焦点をあてて検討したい。

19世紀から20世紀にかけては、欧米諸国においても、工業化や都市化にともなうさまざまな社会問題が生じるなかで、子どもの労働や貧困などの問題にいかに対処するかという議論が高まっていた³⁾。メキシコにおいても同様に、「将来の市民」である子どもへの関心が高まるとともに、視覚や聴覚など心身に障がいのある子どもも含め、子どもにかかわる教育や医療の分野にかんする制度が整備されていく⁴⁾。1910年にはじまる革命の混乱期を経た1921年には、「第

一回メキシコ子ども会議（Primer Congreso Mexicano del Niño）⁵⁾がメキシコ・シティで開催され、教育、医療、法律など多様な分野の専門家が一堂に会して、優生学、小児衛生、小児医療、教育、少年法を議論するセッションがもうけられ、子どもの問題をめぐって本格的な議論が展開された。この会議には、医療や保健衛生の分野を専門とする医師が多く参加していたが、その背景には、当時、流産や乳幼児の死亡が多く、妊娠、出産する母親と胎児や乳幼児にたいする関心が高まるとともに小児医学にかかわる専門分野が確立してきたこと、伝染病の流行⁶⁾が頻発していたことなどがあった。ここでまず注目されることは、子どもにかんする問題が、医学や衛生学に加え優生学との関係で多くの議論がなされたことである。

この会議にかんする報告書によると、優生学のセッションにおいて「優生学の遺産とメキシコの未来」と題された報告がなされ、そこでは「科学が産業を創造して富と文明を生み出し、国民を偉大で強力に幸福にする」という前提のもと、白人の優秀性と白人移民の導入の有用性が論じられた。さらに、白人と黒人や黄色人種との混血は避けるべきであるとの指摘がなされた（Memoria 1921:8）。異人種間の混血を人種の頽廃ととらえる白人優位の人種主義思想は、19世紀から欧米諸国で唱えられ、ラテンアメリカにも大きな影響を与えた。とりわけ、植民地時代からさまざまな人種の混血が続くラテンアメリカでは、欧米諸国に比べて発展が遅れている要因のひとつとして、有色人種や白人と有色人種との混血の存在が大きな問題となっていた（青木 2015a：第1部）。こうした人種にかかわる主張が、子どもについて議論する場においてメキシコの将来とかかわらせつつ発表されたということは重要な問題である。なぜならば、異人種間の混血とそれにとまなう人種の頽廃という問題が「科学的」に論じられることによって、人種にもとづく産児制限や混血児にたいする差別や排除を正当化する危険性があったからである。

また、こうした人種の頽廃の問題は、異人種間の混血の問題だけではなく精神的、身体的な病気の遺伝とも関連づけられ、さらに、病気を引き起こしそれが伝染あるいは遺伝しやすい環境が問題とされた。なかでも、子どもの障がいや病気、発達の遅れ、しつけや教育の不在が、将来にむけた社会崩壊の危機と結びつけられた。それゆえに、1921年のメキシコ子ども会議においては、孤児や養育放棄された子どもの保護の不在やその保護のありかた、子どもの貧困などの問題が注目された（Padilla Arroyo 2008:425）。すなわち、経済的にも道徳的にも問題をもつ親がいる家庭と、その家族が暮らす貧しく不衛生な住宅や居住地区が、子どもの「健全な」成長の妨げとなるというのである。こうした議論は、上述の人種にもとづく産児制限と同様に、現在では遺伝とは無関係とされる病気や障がいなどにもとづく産児制限や、生まれてきた子どもにたいする差別や排除へとむかう危険性をもはらんでいた。

子どもの病気と並んでこの会議のなかで注目すべきもうひとつの議論は、子どもの保護をめ

ぐる法的な整備にかかわることであった。メキシコ・シティでは、1871年に刑法が制定され、そのなかにおいて年齢や弁識能力、障がいの有無などによって、子どもの違法行為にたいする処置が規定された（青木 2017:65-66）。しかしながら、刑事罰をめぐっては成人と年少者を分けて対処すべきであるという認識がありつつも、この時代、年少者の犯罪についてはあくまでも刑法のなかで規定されているのみであった。すなわち、19世紀には犯罪をおこなった年少者を対象とした少年法のような法律はなく、また、20世紀のはじめまで、年少者の違法行為を処罰するための専門の裁判所も設置されていなかった。こうした状況のなか、第一回メキシコ子ども会議の少年法にかかわるセクションにおいて、年少者のための裁判所の設置が提案され、1923年、メキシコ連邦区（メキシコ・シティ）の市長の主導で開催された第一回メキシコ犯罪刑務会議（Primer Congreso Criminológico y Penitenciario Mexicano）のなかにおいても同様の提案がなされた。いずれの会議においても、第一回メキシコ子ども会議において子どものための法律制度のセクションで議長を務めた刑法学者のアントニオ・ラモス＝ペドゥルエサ（Antonio Ramos Pedrueza）が、子ども専門の裁判所設置の議論を主導し、これらの会議においてその必要性が承認されている（Azaola 2008:51-52）。

その後、1924年には児童保護連邦第一委員会（Primera Junta Federal de Protección a la Infancia）が設置され、1926年には「道徳的、法的に放棄されている非行年少者を広く保護する必要性」から年少者管理裁判所（Tribunal Administrativo para Menores）が設置された（Castañeda García 1984:20-21、Padilla Arroyo 2008:412-413）。さらに1928年になると、少年犯罪にかんする法律である「連邦区少年犯罪社会予防法（Ley sobre Prevención Social de la Delincuencia Infantil en el Distrito Federal y Territorio）」が制定され、違法行為のあった15歳未満の子どもたちにたいしては、医療、教育、監察、矯正といった観点からの処置が必要とされた（Barraza Pérez 2008:25-26）。ただし、養育放棄された子どもや、徘徊や物乞いをしてしている子ども、さらには、親の手に負えない子どもも親の要求に応じて裁判所が対応することになっていた（Sánchez Calleja 2014:247）。これらの子どもたちにたいしては、社会学的、教育的、医学的、心理学的検査がおこなわれ、その記録がとられた（Castañeda García 1984:22-23、Padillo Arroyo 2008:413）。

この年少者裁判所について、保護が必要とされる子どもたちの研究を続けるサンチェス＝カリエハは次のように述べる。

年少者裁判所は、放棄された子どもの問題を解決するための制度的、社会的努力の頂点を象徴していた。これを推進していたものたちは、家族の無頓着と生物的、社会的「危険」による問題に出口を与えると同時に、道を誤ったそれらの年少者たちを統制するという期待を抱いていた。さ

らに裁判所は、さまざまな問題を抱える子どもや若者が社会の一員であると感じることのできる保護の精神のもと、子どもたちにとって特別な空間として考えられた (Sánchez Calleja 2014:245-246)。

このように、1920年代以降、保護を受ける子どもの社会的権利として、そして、国家の衰退を防止し社会の安定と発展をもたらす装置のひとつとして、少なくとも理念および制度のうえでは、年少者を保護するための法律や施設などのしくみが整備されていったのである。しかしながらそこには、子どもの生存を守るという基本的な人権思想に依拠した制度づくりといった側面があったことは否定できないものの、病気や障がい、人種などにもとづく子どもの選別といった重大な問題に制度的な承認を与えるという危険性もまた潜んでいたのである。

3. 子どもの保護施設と職業訓練

メキシコにおいては、上述した救貧院や捨て子院などの施設が植民地時代の18世紀後半に設置され、独立以後も恵まれない子どもたちに対応してきた。こうした施設は、名称や運営主体をかえながら、20世紀に入っても引き続き恵まれない子どもたちの保護や教育に重要な役割をはたしてきた。たとえば、1884年、救貧院の被収容者のうち成人がほかの施設に移され、子どもたちだけが収容される「子ども救貧院 (Hospicio de Niños)」が独立すると、1905年には新たな建物が建設された。その後1930年には「子どもの家 (Casa de Niño)」、のちに「国立幼児寄宿舎 (Internado Nacional Infantil)」と名称が変更されている。原則としては、捨て子院には5歳まで、子ども救貧院や子どもの家には10歳までの子どもたちが収容され、10歳になる子どもたちは後述する通称「テクパン校 (Tecpan)」と呼ばれた「孤児工業学校 (Escuela Industrial de Huérfanos)」に移されたが、のちに孤児工業学校の受け入れは原則12歳からとなった⁷⁾。

メキシコ・シティには、救貧院など恵まれない子どもたちの施設のほか、非行行為のあった年少者を収容するための「矯正院 (Casa de Corrección para Jóvenes Delincuentes)」が救貧院の付属施設として19世紀前半に設置されている。その後、「サン・アントニオ矯正学校 (Escuela de Corrección de San Antonio)」という名称に変更されたが、救貧院に収容しきれない子どもたちも、非行の有無にかかわらず矯正施設に収容されることもあった。そのため、非行年少者が非行行為のない子どもたちへ悪影響をおよぼすのではないかと懸念され、1860年には、非行年少者をべつの施設に移すことで両者の分離がなされた。そして、この施設の名称から「矯正」という語が削除され「サン・アントニオ学校」となったが、それよりも設置されている場所の地名にちなんでつけられた「テクパン校」と呼ばれることが多かった (青木

2017:63)。これが上述した孤児工業学校の前身であり、同校も引き続き「テクパン校」という通称で呼ばれていた。

テクパン校は、原則として、非行行為のない孤児、両親から養育を放棄された子ども、また子どもの養育には不適格な親のもとにいる子どもなどが収容される施設となった。ただし、貧困家庭の親や子どものしつけに悩む親からの依頼によって子どもたちを受け入れることもあり、その場合、親から毎月一定の費用を徴収することもあった。しなしながら、孤児や養育を放棄された子どもの数も多く、テクパン校や矯正施設、救貧院などの施設に収容された子どもたちが、非行行為の有無によって厳密に区別されていたわけではなかったようである。1860年にこれらの施設についての視察報告書が出されているが、それによると、テクパン校から非行年少者が分離されていたにもかかわらず、同校は一般には矯正施設として認識されていた (Informe 1907:32)。1879年には、テクパン校の校長から、非行年少者を同校からべつの施設へ移すよう提案がなされ、メキシコ・シティの中心部からやや離れたところに位置する「モモルーコ (Momoluco)」と呼ばれた農場に設置された「農業矯正学校 (Escuela Correccional Agrícola)」に非行年少者が送致された。そして、テクパン校に収容された子どものなかで素行の悪い子どももまた、このモモルーコに送られた (青木 2017:67)。

このように、この時代のメキシコ・シティの子どもを収容する施設では非行行為の有無による子どもの分離は完全になされてはいなかったが、いずれにしても、保護するものがない、あるいは保護者が養育を放棄した子どもたちは、こうした施設に収容されることになった。そして、それらの施設においては、読み書きなどの基礎的な教育に加え、併設された作業場において職業訓練がおこなわれていた。なかでもテクパン校は、恵まれない子どもたちを収容する施設として、メキシコ・シティにおいて19世紀なかばごろから1930年代まで維持されてきた職業訓練をおこなう中心的な施設であった。

テクパン校の前身である矯正院では、社会秩序を脅かす非行年少者に教育や職業訓練が施され、子どもたちを社会に有用な「人材」とすることがその目的とされた。その矯正院の目的は、その後、施設の場所や名称が変わっても引き継がれていった。たとえば、1860年に制定されたテクパン校の規則によると、ここで学ぶ生徒は施設のなかで工芸 (arte y oficio) の技術を身につけるための訓練を受けることが定められ、読み書きなどの基礎教育から初等教育の上級レベルの教育に加え、学校付属の作業場において木工や靴製作、印刷などの技術を学ぶことになっていた (青木 2015:62-63)。1870年代になると、テクパン校の正式名称が「市立工芸学校 (Escuela Municipal de Artes y Oficios)」となり、さらに1880年には「孤児工業学校」となった。この学校では、上述した木工、靴製作、印刷のほか、仕立て、リトグラフ、製本、さらには真鍮加工、パン製造、クリーニング、家具の塗装など、子どもが選択する作業の分野も広がっていつ

た。

1876年から1877年の同校の収容者数をみると、おおよそ300人を超えて、多いときには350人を数えた⁷⁾。1881年には、最大300人までとして、それ以上の子どもたちを受け入れないようにとの要請が、簡易ベッドの追加要求とあわせて出された⁸⁾。その後も、収容者は300人を超え、1898年には400人を超えたとの研究もあり (Díaz Galván 1993:7)、このことから、この施設への入所者が多かったことがうかがえる。ただし、1910年の革命前後については、情報が限られており、同校の実態は不明なところが多い (Díaz Galván 1993:57)。

1910年にはじまる革命の混乱から国家の再建に向かう1920年前半になると、孤児工業学校は、「公共福祉工業学校 (Escuela Industrial de la Beneficencia Pública)」となるが、1925年5月の校長の報告によると、建物の老朽化が進み損傷がみられるため新しい場所に移転予定であるが、古い建物であっても清掃や換気の状況はよく、464人の生徒たちの衛生状態も良好であるという。同校に併設されている作業場には、一部、近代的な機械が導入されており、印刷、木工、機械、鉄工、靴製造、仕立て、石けん製造、楽器製造などの実習がおこなわれていた。また、これらの作業場で製造されたユニホームや靴、家具などは、同学校などの福祉施設の被収容者に配布されている。さらに、職業訓練とあわせて公教育省のプログラムにそった上級レベルの初等教育がおこなわれ、それを修了した一部の生徒は、市の費用負担によって商工業を学ぶ上級の学校や師範学校などで勉強を継続した。そのほか、音楽練習や軍事訓練、遠足などの行事も実施されていた。また、今後、800人が収容可能な建物の建設が予定されていると報告されていることから、さらに多くの子どもたちが保護を必要としていたことがうかがえる (BPDFRI 1926:57-68)。

この孤児工業学校の生徒の多くは、子ども救貧院から上がってくるが、保護者のいない孤児や貧困家庭に暮らす子ども、年齢や病気そのほかの理由から子どもの養育には不適格な親のもとにいる12歳から15歳の子どももこの学校で受け入れていた⁹⁾。1927年からは、上述の年少者裁判所の調査対象となった子どもたちも送られるようになった。

1932年になると、同校は「職業工業学校 (Escuela Industrial Vocacional)」へとその名称が変更され¹⁰⁾、1937年に公共福祉省の所管から公教育省の管轄下に入るまで存続した。また、1930年代



孤児工業学校における成績優秀者の表彰式の様子
(El Universal Gráfico、1922年12月4日、国立定期刊行物館蔵)

には、15歳を超える子どもがさらに職業訓練を続ける施設として、「ラファエル・ドンデ工業センター（Centro Industrial de “Rafael Dondé”）」も設置された。20世紀の前半のメキシコでは、恵まれない子どもたちにたいして、「幼児院」、「子どもの家」、「職業工業学校」、「ラファエル・ドンデ工業センター」といった施設において、乳幼児から青年期にいたるまで段階的に保護、教育、職業訓練を施すしくみがつくられていたのである。ただし、こうした制度の整備が進む一方で、収容者数の限られた施設だけでは多くの貧困層の子どもたちを救済することは不可能であった。それは、当時、新聞売りや靴磨きなど、路上においてさまざまな仕事をしながら生きていた子どもたちが数多くいたことからもうかがえるだろう。この点については、改めて論じることとしたい。

むすびにかえて

メキシコにおいては、19世紀後半から20世紀にかけて、貧困状態にある住民にたいする公共の福祉のあり方をめぐって議論が展開され、民間中心の慈善事業が進められるなか、国家が積極的に福祉事業に関与するようになった。とりわけ親を失った孤児、養育を放棄された子ども、貧困家庭に生まれた子ども、心身になんらかの障がいをもった子どもなど、いわゆる「恵まれない」子どもにたいする支援は、官民を問わずメキシコの支配層にとって重要な課題のひとつであり、そうした子どもたちの保護、救済を目的とする社会福祉制度の構築が進められてきた。そして、革命の混乱から国家の再建にむけて動き出した1920年代以降、将来の市民である子どもへの支援は、教育、医療、福祉などの分野においてより積極的に推進されることとなる。こうした制度の構築は、国家の安定と発展を求める支配層が、社会の安全を脅かし国家の衰退をもたらす「危険な」子どもを統制し、国家に従順な市民として規律化し、そして社会に有用な「人材」にするという政策のひとつであった。

しかしその一方で、貧困に苦しむ家庭にとってこの制度は、子どもや家族全体の生活苦を和らげるための選択肢のひとつとなった。なぜならば、孤児工業学校などの施設は、孤児や保護者のいない子どもたちを受け入れただけでなく、子どもに職業訓練を受けさせたい、あるいは子どものしつけに困難を感じているなどの事情をもつ親の求めに応じて受け入れた子どもたちも少なからず存在していたからである。すなわち、これらの施設の本来の目的からすれば、受け入れるべきかどうか疑問の残る子どもたちも収容されていたのである。貧困家庭の親たちにとっては、わずかな負担金を払うことで子どもたちに必要最低限の衣食住を与えることが可能となる。さらには、子どもたちが施設に付属する作業場で実践的な職業訓練を受けることで、将来の就職の機会を得る可能性が広がる。そのうえ、場合によってはその作業によってわずかながらの収入を得ることもできた。この時代の救貧院やテクパン校について研究するロレンソ

=リオが指摘するように、これらの施設に子どもを預けるという親の行動は、公共福祉を利用して、苦しい生活のなかで生存していくための貧しい家族の戦略のひとつだったのである (Lorenzo Río 2012)。

「恵まれない」子どもの保護、救済のための政策は、国民統治のための国家装置であると同時に、国家の義務および国民の権利でもあり、貧しい家庭にとっては、国家の支援を利用して子どもや家族の命や生活を守るための戦略ともなっているという多様な側面をもっていたのである。しかしながら、ここで問題となるのは、この時代の子どもの保護政策には、有用な「人材」となることのできない「無用」の子どもたちを選別し、さらにはその子どもたちを排除あるいは抑圧する政策となる危険性が潜んでいるということであろう。今後は、こうした危険性を念頭におきながら、子どもの保護をめぐる思想や理念、それにもとづく政策が、医学、衛生学、優生学、犯罪学、法学、心理学、教育学などの「科学」とどのように結びついていたのかという点をさらに掘り下げて検討したい。また、そうした政策にたいする子どもや家族の戦略についても、子どもの労働や教育、あるいは子どもの生活自体に焦点をあてて明らかにすることをあわせて課題としたい。

注

- 1) 本稿は、メキシコの19世紀から20世紀の世紀転換期における福祉政策をあつかうが、同じ問題関心から農村地域の教育をあつかったものとして、青木 (2015a) を参照のこと。
- 2) メキシコの子ども史研究については日本での研究は限られているが、メキシコではとりわけ21世紀に入って多くの研究が出されてきた。この分野の先行研究については、青木 (2015b) を参照のこと。また、本稿は、青木 (2015b)、青木 (2017) の続編をなすものである。
- 3) たとえば、沢山美果子・橋本伸也編 (2014) 『保護と遺棄の子ども史』昭和堂、三時眞貴子・岩下誠・江口布由子・河合隆平・北村陽子編 (2016) 『教育支援と排除の比較社会史』昭和堂などを参照のこと。
- 4) メキシコでは、19世紀後半に聴覚や視覚に障がいのある子どものための学校が設置されている。この時代の障がいのある子どもにたいする特別支援教育については、Padilla Arroyo, Antonio (coord.) (2012), *Arquetipos, memorias y narrativas en el espejo: infancia anormal y educación especial en los siglos XIX y XX*, México: Juan Pablos Editor/ Universidad Autónoma del Estado de Morelosなどを参照のこと。
- 5) この会議の主催者であるメキシコの日刊紙 El Universal 社長フェリクス・パラビシーニ (Felix F. Palavicini) は、同紙の創業者でもあり、またディアス政権下および革命期において公教育、矯正教育、技術教育などの分野においても活躍した。教育大臣、孤児工業学校校長、メキシコ優生学会 (Sociedad Mexicana de Eugenesia) 副会長などの要職も歴任している (Sánchez Calleja 2014:130-131)。

- 6) 20世紀はじめのメキシコにおける伝染病については、Molina del Villar (2016) を参照のこと。それによると、伝染病が蔓延する場所として、本稿で言及する救貧院やテクパン校もあげられている。
- 7) AHSS/BP/EE/EI, Legajo 1, expediente 4.
- 8) AHSS/BP/EE/EI, Legajo 8, expediente 11.
- 9) 孤児工業学校で学ぶ生徒たちは15歳までとされているが、実際は20歳くらいまでの青年も、15歳未満の少年とはべつのグループとしてここに収容されていたようである (BPDFRI 1926:65-68)。
- 10) AHSS/BP/EE/EI, Legajo 36, expediente 1.

史料

Archivo Histórico de la Secretaría de Salud, Fondo: Beneficencia Pública, Sección: Dirección, Serie: Dirección General (AHSS/BP/D/DG).

Archivo Histórico de la Secretaría de Salud, Fondo: Beneficencia Pública, Sección: Establecimientos Educativos, Serie: Escuela Industrial (AHSS/BP/EE/EI).

Junta Directiva de la Beneficencia Pública en el Distrito Federal (JDBPDF), *Memoria de la labor realizada por la H. Junta Directiva de la Beneficencia Pública en el Distrito Federal de septiembre de 1932 a agosto de 1934*, México: Editorial Cultura, 1934.

“Informe sobre los Establecimientos de Beneficencia y Corrección de esta capital; su estado actual; noticia de sus fondos; reformas que desde luego necesitan y plan general de su arreglo, presentado por José María Andrade. Méjico, 1864.” escrito póstumo de Don Joaquín García Icazbalceta, publicado por su hijo Luis García Pimentel (Informe), México: Moderna Librería Religiosa/ París: En Casa de A. Donnamette/ Madrid: Librería de Gabriel Sánchez, 1907.

La Beneficencia Pública en el Distrito Federal: revista mensual ilustrada (BPDFRI), Tomo I, Núm. 1, 1926.

Memoria del Primer Congreso Mexicano del Niño patrocinado por “El Universal” (Memoria), 1921.

引用・参考文献

Azaola, Elena (2008=1990), *La institución correccional en México: una mirada extraviada*, México: Siglo XXI/ CIESAS.

Barraza Pérez, Rolando (2008), *Delincuencia juvenil y pandillerismo*, México: Editorial Porrúa.

Blum, Ann Shelby (2009), *Domestic Economies: Family, Work, and Welfare in Mexico City, 1884-1943*, Lincoln: University of Nebraska Press.

Castañeda García, Carmen (1984), *Prevención y readaptación social en México*, México: Instituto Nacional de Ciencias Penales.

Díaz Galván, Raquel (1993), “El Tecpan de Santiago: las vicisitudes de una institución educativa 1841-1937”, Tesis de Licenciatura, ENAH.

青木利夫

Guadarrama Sánchez, Gloria (2001), *Entre la caridad y el derecho: un estudio sobre el agotamiento del modelo nacional de asistencia social*, Zinacantepec: El Colegio Mexiquense/ COESPO.

Lorenzo Río, María Dolores (2012), “Los indigentes ante la asistencia pública: una estrategia para sobrevivir en la ciudad de México, 1877-1905”, *Historia Mexicana*, Vol. 62, Núm.1, México: El Colegio de México.

Molina del Villar, América (2016), *Guerra, tifo y cerco sanitario en la ciudad de México, 1911-1917*, México: CIESAS.

Padilla Arroyo, Antonio (2008), “Infancia en vilo: orfandad y protección en la ciudad de México”, en Padilla Arroyo, Antonio et al. (coords.) (2008), *La infancia en los siglos XIX y XX: discursos e imágenes, espacios y prácticas*, México: Casa Juan Pablos/ Universidad Autónoma de Estado de Morelos.

Sánchez Calleja, María Eugenia (2014) *Niños y adolescentes en abandono moral. Ciudad de México (1864-1926)*, México: INAH.

Velasco Ceballos, Rómulo (1935), *El niño mexicano ante la caridad y el Estado: apuntes históricos que comprenden desde la época precortesiana hasta nuestros días*, México: Beneficencia Pública en el Distrito Federal.

Vera Segura, Enrique (1996), “El Momoluco (La educación en la institución correccional)”, Tesis doctoral, Universidad Salle.

青木利夫 (2015a) 『20世紀メキシコにおける農村教育の社会史—農村学校をめぐる国家と教師と共同体』 溪水社。

青木利夫 (2015b) 「メキシコにおける子どもの保護にかんする歴史研究序説—19世紀後半のメキシコ・シティを中心に」『欧米文化研究』（広島大学大学院総合科学研究科欧米文化研究会）第22号。

青木利夫 (2017) 「19世紀後半のメキシコ・シティにおける子どもの矯正施設」『欧米文化研究』（広島大学大学院総合科学研究科欧米文化研究会）第24号。

追記）本稿は、日本学術振興会学術研究助成基金助成金、基盤研究（C）、課題番号15K04362、研究代表・青木利夫、研究課題「メキシコにおける子どもの福祉と教育に関する研究」（2015年～2019年）、および基盤研究（C）、課題番号19K0256、研究代表・青木利夫、研究課題「貧困に生きるメキシコの子どもの生活に関する歴史研究」（2019年～2022年）の助成による研究成果の一部である。

Las políticas de asistencia pública y la instrucción de oficios para los niños “vulnerables” en la Ciudad de México

AOKI Toshio

La asistencia a los indigentes que se prestaba en México desde la época colonial tenía un carácter privado como obra de caridad, porque principalmente la Iglesia católica y los filántropos asumían las actividades de este campo. Pero en la segunda mitad del siglo XIX el Estado emprendió esta obra con carácter público, aunque los sectores privados seguían encargándose de buena parte de las actividades asistenciales. Durante el transcurso de los siglos XIX y XX se realizaban paralelamente las obras privadas de caridad y las políticas de bienestar social para socorrer a los necesitados.

En aquella época la Ciudad de México experimentó la rápida urbanización debido al desarrollo económico bajo la dictadura de Porfirio Díaz, lo cual causó varios problemas sociales tales como el incremento de la pobreza, el deterioro del ambiente higiénico y el aumento de delitos, mendicidad, alcoholismo y prostitución. A los gobernantes les preocupaba mucho que estos problemas alteraran el orden social y provocaran la decadencia del Estado, por lo cual consideraron que el Estado mismo debía hacerse responsable de solucionarlos. Sobre todo uno de los problemas en el que pusieron más interés era de los niños vulnerables, como los huérfanos, los niños abandonados, los delincuentes y los que nacieron en una familia humilde.

En estas circunstancias cobraba fuerza la discusión sobre la asistencia a los dichos niños. Por ejemplo, en 1921 se celebró el Primer Congreso Mexicano del Niño en la Ciudad de México en el que se organizaron varias secciones tales como la eugenesia, la pediatría, la educación, la higiene infantil y la legislación infantil. Las políticas de este ramo también se llevaban adelante en la primera mitad del siglo XX y se establecieron por primera vez la ley y el tribunal para los menores que no habían existido en el siglo anterior. Los establecimientos de asistencia a los niños vulnerables como la Escuela Industrial de Huérfanos (la Escuela Industrial Vocacional) seguían funcionando no sólo para protegerlos sino también para educarlos e instruirlos en artes y oficios como imprenta, carpintería, zapatería, sastrería, etc.

Este trabajo tiene por objeto examinar los pensamientos y las políticas de la asistencia

AOKI Toshio

pública a los niños desde la segunda mitad del siglo XIX hasta la primera del siglo XX. Y también analizaremos la instrucción que se daba en la Escuela Industrial de Huérfanos en la Ciudad de México.